

第12回加西市公共交通活性化協議会の協議結果

■協議実施概要

- 協議実施日（回答書締切日）
3月14日（木）
- 協議参加者
20名（委員20名、オブザーバー3名）

■協議結果

- 協議事項1
同意多数により承認

- 協議事項2
同意多数により承認

- 意見と回答
別紙に記載

加西市公共交通活性化協議会規約

平成20年3月25日

改正 平成20年5月26日

平成20年9月26日

平成25年3月14日

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「新法」という。）第6条の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため、また、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図るために必要となる事項を協議するため、加西市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、加西市北条町横尾1000番地加西市役所内に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 加西市の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の様態及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、市長が委嘱又は任命した委員及びオブザーバーをもって別表のとおり組織する。なお、オブザーバーは公共交通に関し専門的な知識を有する者のうち、市長が必要と認めた者とする。

2 協議会に、専門の事項を検討するため、専門委員を置くことができる。なお、専門委員は市長が委嘱するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、再任を妨げない。但し、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。

(会長)

第6条 協議会に、会長を置く。

2 会長は、加西市副市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、委員のうち学識経験のある者が議長となり、会議を統括する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

4 協議会の議事は、原則として全会一致で決するものとするが、成立しない場合においては多数決とする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において議決された事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第9条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討並びに連携計画の実施等を行うため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、加西市ふるさと創造部に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、会長が別に指名した監査委員によって行う。

3 会長は、事業年度終了後、速やかに収支決算書を調製し、監査委員の監査を受けなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(謝金及び費用弁償)

第15条 委員、専門委員及びオブザーバー（特別の場合を除き、学識経験のある委員、専門委員及びオブザーバーに限る。）の謝金及び費用弁償の額並びにその支給方法は、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第16条 協議会が解散したときは、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年3月25日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の委員の任期については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年9月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年3月14日から施行する。

別表（第4条関係）

委員	副市長
	加西市議会の代表
	学識経験のあるもの
	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部首席運輸企画専門官（輸送担当）
	兵庫県北播磨県民局加東土木事務所長
	兵庫県加西警察署長
	神姫バス株式会社バス事業部計画課長
	神姫バス労働組合の代表
	北条鉄道株式会社総務企画部長
	兵庫県バス協会の代表
	兵庫県タクシー協会の代表
	区長会会長
	加西市老人クラブ連合会会長
	加西商工会議所会頭
	コミュニティバス運営関係事業者の代表
	コミュニティバス運行事業者の代表
	市民公募委員
	加西市ふるさと創造部長
	加西市都市整備部長
	専門委員
オブザーバー	国土交通省近畿運輸局企画観光部交通企画課長
	国土交通省近畿運輸局鉄道部計画課長
	国土交通省近畿運輸局自動車交通部旅客第一課長
	兵庫県県土整備部県土企画局交通政策課副課長

コミュニティバス運行見直し基準(KASAIねっぴ〜号)

運行見直し基準		直近の実績 (H23.4~H24.3)	判定期間の実績 (H. ~H.)	運行見直し	
基準	人口に対する利用者数の比率:27% ※想定収支率:9.4% ※全系統で判断	人口に対する 利用者数の比率:30.1% 利用者数:14,369人 人口:47,733人		実施内容	
基準の考え方	サービスの受益者の割合を基準とすることで、行政サービスとしての評価を行う。直近5年で最も低いH22の27%を基準値とする。				
基準の判定期間	4月~翌年3月			実施時期	
基準を下回った場合の対応 (運行見直し)	系統毎の利用状況を分析し、利用率の低い系統を中心に沿線町との協議を行い、次年度中に全体(運行ルート、バス停位置、運行時刻、運行本数等)を見直す。				

参考データ (H23)	運行費用	21,715,000円
	運行収入(税抜)	2,276,308円
	運行欠損 (=運行費用-運行収入)	19,438,692円
	収支率 (=運行収入/運行費用)	10.5%
	<参考> 県内の状況(H23県補助対象)	全体28.8% (都市部40.9%、地方部18.8%)
	利用者数	14,369人
	利用者1人あたり運行欠損 (=運行欠損/利用者数)	1,353円
<参考> 県内の状況(H23県補助対象)	全体305円 (都市部163円、地方部632円)	

地域公共交通会議等開催日(基準の設定)

地域公共交通会議等開催日(運行見直し)

コミュニティバス運行見直し基準(はっぴーバス)

運行見直し基準		直近の実績 (H24.2~H25.1)	判定期間の実績 (H. ~H.)	運行見直し	
基準	沿線人口に対する利用者数の比率:100% ※想定収支率:6.5% ※全系統計で判断 ※沿線:西在田地区全町、 上芥田町、下芥田町、広原町、上野町	沿線人口に対する 利用者数の比率:104.5% 利用者数:3,519人 人口:3,368人		実施内容	
基準の考え方	サービスの受益者の割合を基準とすることで、行政サービスとしての評価を行う。沿線住民1年1回乗車に換算して設定する。				
基準の判定期間	4月~翌年3月				
基準を下回った場合の対応 (運行見直し)	系統毎の利用状況を分析し、利用率の低い系統を中心に沿線町との協議を行い、次年度中に全体(運行ルート、バス停位置、運行時刻、運行本数等)を見直す。				

参考データ (H24見込み)	運行費用(税抜)	11,511,000円
	運行収入(税抜)	723,619円
	運行欠損 (=運行費用-運行収入)	10,787,381円
	収支率 (=運行収入/運行費用)	6.3%
	<参考> 県内の状況(H23県補助対象)	全体28.8% (都市部40.9%、地方部18.8%)
	利用者数	3,543人
	利用者1人あたり運行欠損 (=運行欠損/利用者数)	3,045円
	<参考> 県内の状況(H23県補助対象)	全体305円 (都市部163円、地方部632円)

地域公共交通会議等開催日(基準の設定)

地域公共交通会議等開催日(運行見直し)

書面協議における意見と事務局回答

■協議事項1 加西市公共交通活性化協議会の規約改正について

○意見 第4条に「協議会は、市長が委嘱又は任命した委員及びオブザーバーをもって組織する。」とあるが、その構成員を記した「別表」を示す記述を入れるべき。

○回答 「協議会は、市長が委嘱又は任命した委員及びオブザーバーをもって別表のとおり組織する。」に修正します。

■協議事項2 コミュニティバス運行見直し基準の設定について

<委員>

○意見 コミュニティバス運行見直し基準を下回った場合の対応については、沿線町との協議はもちろんのこと、単に収支率の向上を求めた見直しではなく、コミュニティバスの運行主旨、市全体の公共交通体系のあり方を踏まえた上で、見直し案の策定を行っていただきたい。

○回答 市民の福祉の増進を図ることができているかは収支率のみでは判断できず、地域毎に状況も異なります。導入趣旨や他の施策との関連性、また市全体の公共交通体系のあり方を踏まえた対応をしていきます。

○意見 運行計画を当初のプランの通り、通勤者(バス)からワゴン(タクシー)にもどしたら、殿原を中心に、若井・万願寺方面だけでなく、佐谷地区や北条方面へも乗り継ぎせずに移動することが可能になります。自宅から目的地へ直接移動していた人がバスコース(バス停)まで歩くのは大変です。本当の交通弱者に視点を置いた考え方をすべきです。(フリーデマンドタクシー→タクシーなら路線問題がなくなる。)

○回答 「新しい公共交通」の導入を検討する過程で、西在田及び在田の一部地域については、デマンド交通よりも定時定路線が望ましいとの結論に至りました。現時点においては、はっぴーバスのサービス向上を目指すことで、地域住民の福祉の向上を図りたいと考えています。また、他の地域における公共交通網の拡充においては、その地域に合った体系を検討していきます。

○意見 運行見直し基準の基準値の表記から「未満」は削除するべき。

○回答 以下のとおり修正します。(「未満」を削除します。)

ねっぴ〜号 ⇒ 人口に対する利用者数の比率：27%未満

はっぴーバス ⇒ 沿線人口に対する利用者数の比率：100%未満

<オブザーバー>

○意見 ねっぴ〜号とはっぴーバスはともに市が事業主体となって提供する輸送サービスである以上、基準は統一すべき。

○回答 ねっぴ〜号は市街地線をはじめ市民全体が利用しうるサービスとして運行していますが、はっぴーバスは市内一部地域を対象エリアとしています。目的や事業の枠組みも異なる事業であるため、異なる基準を採用しています。

○意見 参考データが地方部平均よりも悪い状況を考慮すると、現状以上の基準とすべきではないか。

○回答 加西市のコミュニティバスを含む公共交通は、現状の規模では市民の満足度が低く、今後更に充実を図る必要があります。地域住民と一緒にあって、市としてできる最大限の充実を図りながら、地域と合意した基準を形成していくことが望ましいと考えています。

○意見 基準が「〜未満」となるのはおかしい。

○回答 前述のとおり修正します。